

「河津川水系流域委員会」設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は「河津川水系流域委員会」(以下「委員会」という)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 委員会は、「河津川水系河川整備計画」(以下、「計画」という)の策定を進めるにあたって、意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、静岡県下田土木事務所長(以下、「所長」という)が委嘱する委員(別表)で構成する。

- 2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。
- 3 委員のうち、地方行政の委員は、職をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(議事等)

第5条 委員のうち、地方行政の委員については、代理出席を認める。

- 2 委員会は、必要と認める場合、委員以外(参考人)から意見の聴取及び資料の提供を求めることができる。

(情報公開)

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

- 2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、静岡県下田土木事務所に置く。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この設置要領は、平成24年3月21日から施行する。